名称　東京新海面処分場Dブロック I 灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北緯　三五―三四―四三
東経　一三九―四九―一〇
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十四年八月二十日
記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Dブロック J 灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―三四―四七
東経　一三九―四九―一七
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十四年八月二十日
記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Dブロック K 灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北緯　三五―三四―五一
東経　一三九―四九―二五
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十四年八月二十日
記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Dブロック L 灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・六キロメートル）
北緯　三五―三四―五五
東経　一三九―四九―三三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十四年八月二十日
記事　東京都東京港建設事務所管理

○海上保安庁告示第二百十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年九月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　横浜南本牧ふ頭東F灯浮標
位置
所在地　京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北東方約三・八キロメートル）
北緯　三五―二三―五七
東経　一三九―四一―三一
廃止年月日　平成二十四年八月二十一日

名称　横浜南本牧ふ頭東E灯浮標
位置
所在地　京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北東方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―二四―〇四
東経　一三九―四一―三六
廃止年月日　平成二十四年八月二十一日

○海上保安庁告示第二百十二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年九月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　新潟港西区第二西防波堤灯台
位置
所在地　新潟県新潟港西区（第二西防波堤外端）
北緯　三七―五八―二一
東経　一三九―〇四―二六
変更した事項
位置
所在地　新潟県新潟港西区（第二西防波堤外端）
北緯　三七―五八―三〇
東経　一三九―〇四―三五
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日　平成二十四年八月二十一日

○海上保安庁告示第二百十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年九月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　早崎灯台
位置
所在地　宮城県石巻市（早崎）
北緯　三八―二三―五七
東経　一四一―三二―一四
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで九五メートル
変更年月日　平成二十四年八月二十二日

名称　伏木外港万葉東防波堤灯台
位置
所在地　富山県伏木富山港外港（万葉東防波堤外端）
北緯　三六―四八―〇六
東経　一三七―〇四―〇九
変更した事項
名称　伏木外港東防波堤灯台
位置
所在地　富山県伏木富山港外港（東防波堤外端）
北緯　三六―四八―〇六
東経　一三七―〇四―〇九
変更年月日　平成二十四年八月二十二日

名称　伏木外港万葉北防波堤東灯台
位置
所在地　富山県伏木富山港外港（万葉北防波堤東端）
北緯　三六―四八―〇八
東経　一三七―〇四―三一
変更した事項
名称　伏木外港北防波堤東灯台
位置
所在地　富山県伏木富山港外港（北防波堤東端）
北緯　三六―四八―〇三
東経　一三七―〇四―三〇
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十四年八月二十二日

○海上保安庁告示第二百十四号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年九月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　小谷鳥港南防波堤灯台
位置
所在地　岩手県下閉伊郡山田町（小谷鳥港南防波堤外端）
北緯　三九―二五―三〇
東経　一四二―〇〇―四九
撤去年月日　平成二十四年八月二十三日
記事　一時撤去

○海上保安庁告示第二百十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年九月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　三崎港東口南防波堤灯台
位置
所在地　神奈川県三崎港（東口南防波堤外端）
北緯　三五―〇八―〇四
東経　一三九―三七―四一
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十四年八月二十三日